

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十五ノ三)

-民事局参事官室試案修正案(第二次)を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2019-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20087

【資料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会(十五ノ三)

—— 民事局参事官室試案修正案(第二次)を中心として ——

三 枝 一 雄

目次

はじめに

第一 本日の審議の方針と修正案の説明

第二 修正案の審議

一 支配会社監査役の従属会社調査権(以上本誌90巻2・3合併号)

二 監査費用

三 監査役の監査報告書の記載事項

四 監査役の第三者に対する責任

五 大会社の特例(以上本誌90巻6号)

六 財産目録及び付属明細書

七 中間配当

(一) 修正案の説明

(二) 中間配当可能額(三項)(以上本号)

六 財産目録及び付属明細書(商法部会資料10の第十三に同じ)

民事局幹事試案(昭和四四・二・一五、商法部会資料10 法制審議会商法部会第四十五回会議議事速記録七九頁以下)

第十三 財産目録及び付属明細書

一 株式会社は、決算期において財産目録を作成することを要しない。

二 株式会社は、商法三十二条の帳簿に決算期における財産及びその価額を記載しなければならない。

三 計算書類の付属明細書は、定時総会の会日の三週間前に作成して監査役に提出しなければならない。ただし、大会社においては、その会日の四週間前に作成して監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

四 監査役は、前項の書類の受領後二週間内にこれに関する報告書を取締役に提出しなければならない。ただし、大会社においては、会計監査人は、同項の書類の受領後二週間内にこれに関する報告書を取締役及び監査役に提出し、監査役は、その報告を相当でないと認めるときは、その受領後一週間内に自己の報告書を取締役に提出しなければならない。

五 第三項の書類は、監査役及び会計監査人の報告書とともに、定時総会の一週間前から本店に備え、株主及び債権者の閲覧に供しなければならない。

六 第三項の書類の記載事項及び記載方法その他の様式は、命令で定める。

(注) 付属明細書の記載事項及び記載方法その他の様式は、一応、次のとおり予定する。

- 1 財務諸表規則に定める計算書類付属明細表とおおむね同様の内容とするほか、取締役、監査役及び一定数以上の株式を有する株主との間の取引、取締役及び監査役に支払った報酬、重要な資産についての担保権の設定、重要な固定資産の処分及び非金融会社においては金銭の貸付をあわせて記載する。
- 2 最低資本金一億円未満の会社については、記載を簡略化する。

民事局参事官室試案修正案（第二次）（商法部会資料 20）（法制審議会商法部会小委員会第十五回会議事速記録 84 頁以下）第十三 財産目録及び付属明細書（商法部会資料 10 の十三と同じ。）

民事局参事官室試案（第二次修正後）（商法部会資料 21）（同速記録 89 頁以下）第十三 財産目録及び付属明細書（商法部会資料 10 の十三と同じ。）

ついで鈴木小委員長は、第十三の財産目録及び付属明細書の問題を取り上げた。

「第十三。」（同速記録 38 頁）

（一）第十三の趣旨説明と問題提起

そこで、味村幹事は、第十三は前の民事局参事官室試案にはなかったもので、商法部会で一応議論をして貰ったが、あまり異論もなかったもので、それをそのまま民事局参事官室試案につけ加えたものであると説明するとともに、それを何処に入れるか順序は後で検討したいとの考えを示した。

「第十三は前の民事局参事官室試案にはありませんでしたので、商法部会で一応御議論をいただいて、あまり御異論もないよううかがわれましたので、それをそのまま民事局参事官室試案につけ加えたものです。この順序でございますけど、十三に入れるかどうか、もっと分解して中に入れたほうがいいのか。十二（大会社の特例一筆者）の前に会計監査人の前に入れたほうがいいのかとも考えられますので、その順序はまたあとで検討さしていただきたいと思っております。」（同速記録 38 頁）

（二）財産目録の廃止と総則

これに対し、矢沢委員は、第十三の一及び二は、議論がなかったわけではないので、根本問題だから留保するというものではなかったのか、こういう形で出すことについてはまだ何も決まっていないのではないかと指摘した。

「十三の一、二は議論がなかったわけじゃないので、根本問題だからちょっと留保ということじゃなかったですか。」（同速記録 38 頁）

「結果的に株式会社で財産目録は要らないということと、帳簿には期末の財産価格が実質的に記載されなければならないという実体はおそらく反対なかった。こういう形で出すことについてはまだ何にも。」（同速記録 38 頁）

しかし、味村幹事は、少なくとも株式会社について財産目録を廃止するという点では異論がなかったもので、これは一応試案に残しておいて、後にそれを総則にきめるかどうかということはまだ審議して貰いたいとした。

「総則をいじるかどうかで留保するというように・・・。」（同速記録 38 頁）

「少なくとも株式会社について財産目録を廃止するという点では御異論がなかったわけでございますので、これは一応試案に残しておいて、あとそれを総則にきめるかどうかということはまた御審議いただきたいと思っております。」(同速記録 39 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、それはコメントをつけるかどうかだが、一般の者には作成を義務付け、株式会社には作成を任意とするのというようなことは言えないのであり、これは総則の方も何らかの手直しが必要だということを含んでいるのだと指摘した。

「まあコメントをつけるかどうかだな。あるいはとっついてコメントをつけるということも考えられる。」(同速記録 38 頁)

「そうかもしれないけれども、一般のものにはつくれ、株式会社はつくらなくってもいいということだと異論があるのじゃないかな。そんなばかなことはいえないと。これも総則のほうは何らかの手直しをしますということを含んでいるんだといえばそれでもいいですけどね。」(同速記録 39 頁)

(三) 付属明細書の株主総会への提出・閲覧・謄写

ここで、田中委員は、付属明細書を株主総会に提出することはできないかとその提出の可否につき意見を求めた。

「それはまたあれとしまして、付属明細書は株主総会のときにはできちゃっているのですが、総会へ提出するというのはやっぱりいけませんかね。この前も問題になったのだけれども、招集通知状に付けることはできないでしょうが、総会へ提出して、出席した株主には配って参考供する。それから特に実益のあるのは、例の二三八条の検査役の選任ですね。『取締役の提出した書類は検査役(監査役?)が総会へ提出すれば検査役を選んで調べる』なんていうこともできるでしょう。提出しないともうそれっきり・・・。」(同速記録 39 頁)

「とても問題にならない。」(同速記録 39 頁)

これに対し、大住委員は、提出するということになる、相当厚いものになり、負担が大きくなるばかりでなく、前の財産目録のようになるのではないかと、それでも提出しろというひとく簡単なものになってしまうのではないかと懸念した。

「提出しますと相当大きなものですよ。」（同速記録 39 頁）

「いや、問題にならないほどじゃないですけど、やっぱり二、三〇ページのものがありますね。相当分厚なものですよ。」（同速記録 39～40 頁）

「そうすると営業報告書は相当厚くなるから、ちょっとこれ問題になるのじゃないですか。大蔵省のあの程度のものならいいですけど、あれはちょっと不完全ですね。商法の付属明細書だったら、この間もちょっとひな型見ましたが、三〇ページぐらいありましたね。あれを株主に配る営業報告書の中に入れても相当負担が多くなるのじゃないでしょうか。これ入れろっていうことになる、前の財産目録みたいなものになっちゃうのですよ。」（同速記録 40 頁）

「出せといいますと貸借対照表に毛の生えたようなものを出しちゃうんですね。」（同速記録 40 頁）

「付属明細書も出せっていうとしごく簡単なものになっちゃうと思うんですね。」（同速記録 40 頁）

鈴木小委員長もその場で配ったところでわかるものではないので、総会で配った以上は、出席しない株主にも送らざるを得ないことになる、いままで基盤のないものをそう一挙にシビアなことを要求したほうがいいのかどうかという問題がある、立法者としては慎まざるを得ないと、付属明細書の総会への提出については消極的な意見を述べた。

「その場で配ったところでわかるものじゃないですからね。おそらく総会で配った以上は、出席しない株主にも送らざるを得ないでしょうね。」（同速記録 40 頁）

「あれも総会へ出せといわれたって、出すというのはどういう意味なんだかよくわからないんでね。」（同速記録 40 頁）

「出さざるを得ないんだな。持って行けばいいんだってことじゃないでしょうね。総会の席上まで持って行けば出したということになるとはいえないだろうな

あ。」(同速記録 40 頁)

「もう一つは、いままで基盤のないものをそう一挙にシビアなことを要求したほうがいいのかどうかという問題は私はあるような気がするのですがね。どれだけの効果があるのか、そしてまたどれだけの大きな負担になるのかということのをあれしないと、ただ一方的にシビアにすればいいんだということはいえない。つまりいままであるいはこういう体制になっていた、これでは不十分だということで、この次の改正のときに田中委員のいわれるところまで持っていかれるのなら一つのあれかもしれないけれども、二歩も三歩も急激な変革を加える、そして結果についてのそれほどの自信もないということだと、やはり立法者としては慎まざるを得ないんじゃないかという気もするのですがね。」(同速記録 41 頁)

これに対し、田中委員は、漸進主義も仕方がないと後退した。

「仕方がないでしょうね。漸進主義ということで、それただ見に行くのが・・・。」(同速記録 41 頁)

このことに付き、味村幹事は、閲覧させなければいけないということを書いただけで、『閲覧又は謄写を求めることを得』と書くか、あるいは『謄本、抄本の交付を求めることができる』と書くか、この辺はこまかい問題だとした。

「それは気持ちだけ閲覧させなきゃいかんのだということを書いたつもりでございまして、閲覧させる以上は会社の定める費用を払って謄本、抄本等を求めるということもあっていいんじゃないかと思っておりますけれども、ここは、株主の会計帳簿閲覧権のように、『閲覧又は謄写を求めることを得』と書くか、あるいは計算書類の備え置きのように『謄本、抄本の交付を求めることができる』と書くか、この辺はこまかい問題でございまして・・・。」(同速記録 41 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、ちらちら見せるけれども写すのは認めないといった話があると、極端なケースを紹介した。

「某氏が話していたけれども、ちらちら見せるけれども写すのは認めないといった話がある。（笑声）」（同速記録 42 頁）

矢沢委員も、本来からいえば総会にかけろべきだと思うが、詳細なものを要求することは現段階では無理なのかもしれないと、消極意見を述べた。

「証券取引法上は大蔵大臣に届け出て、取引所と大蔵省とそれから会社の本、支店に備えつけろというふうになるのでしょうか。私も本来からいえばこれ総会にかけろべきだと思いますが、結局にらみ合わせである程度詳細なものを要求すると、多少現段階では無理なのかもしれませんね。やむを得ないということで、決してこれはほむべきことじゃない。」（同速記録 42 頁）

ついで大住委員は、閲覧には謄写も含むのかと質した。

「謄写も含むわけですね。」（同速記録 42 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、当然含む、写真を写すということも株主の権利だとした。

「含むでしょうね。いまのあれですから、仮になにも副本をつくって用意する必要もないんで、くれといったらゼロックスかなんかにかけてそれだけの費用は寄せといってもかまわないんじゃないですか。写真を写すことも当然の権利だろうな、閲覧をしている以上は。」（同速記録 42 頁）

しかし、大住委員は、お寺とか、博物館を引き合いに、必ずしもそうではない、見てもいいけど写真を写してはいけないというものもあると指摘した。

「必ずしもそうでないでしょう。見てもいいけど写真を写しちゃいけないというのがありますね。大仏さまなんか、見るのはかまわないけど写真お断り……。 （笑声）」（同速記録 42 頁）

「博物館なんかへ行ってもそうですね。写真をとっちゃいけないという規定がありますね。見たら写していいということじゃないんでしょうね。」(同速記録 43 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、撮影禁止は、写真を写してあそこで売っている権利を侵害されちゃ困るということだと内情を明かした。

「あれは意味があるんでね。写真を写してあそこで売っている権利を侵害されちゃ困るということなんであってね。」(同速記録 42 頁)

これを聞いて、田中委員は、そういう説があるとすれば、矢張り 293 条の 5 の 3 項 (計算書類付属明細書の閲覧・謄写、謄本・抄本の交付請求) のようなことも要綱にちょっと書いてもらうほうが良いかもしれないとした。

「そういう説があるとすれば、やはり二九三条の五の三項のようなことも要綱にちょっと書いてもらうほうがいいかもしれないですね。」(同速記録 43 頁)

しかし、鈴木小委員長は、書けと言えば書くが、あまり細かく書くと後で抜きさしにならないこともあるとして要綱に細かく書くことには反対した。

「要綱というのはあまりこまかく書くとあとで抜きさしならんこともあるんでね。」(同速記録 43 頁)

「あるいは皆さん書けとおっしゃれば書きますけどね。」(同速記録 43 頁)

そして、味村幹事は、ここは十分に考えて対応するとし、この問題についての審議を終了する意向を示した。

「ここは十分考えてあれさせていただきますから。」(同速記録 43 頁)

七 中間配当

民事局幹事試案第十二 中間配当 (商法部会小委員会資料 10)

- 一 営業年度を一年とする会社は、定款をもって、営業年度の中間の一定の日における株主に対し、一回に限り、取締役会の決議をもって金銭を分配することができる旨を定めることができる。
- 二 前項による金銭の分配には、監査役全員の同意を要する。
- 三 第一項により分配する金銭の額は、定時総会においてそのために留保した利益の額をこえることができない。
- 四 前項に違反して金銭を分配したときは、会社の債権者は、これを返還させることができる。
- 五 第三項に違反して金銭を分配したときは、取締役は、連帯して、会社に対し、違法に分配された額を賠償しなければならない。
- 六 取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるときは、第一項による金銭の分配をしてはならない。
- 七 営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じたときは、取締役は、前項のおそれがないと認めたことについて過失がなかったことを証明しない限り、第一項により分配した額又は資本の欠損額のいずれか少ない額を連帯して会社に支払わなければならない。

民事局参事官室試案修正案（第二次）第十四 中間配当（商法部会小委員会資料20）

- 一 営業年度を一年とする会社は、定款をもって、営業年度の中間の一定の日における株主に対し、一回に限り、取締役会の決議をもって金銭を分配することができる旨を定めることができる。
- 二 前項による金銭の分配には、監査役全員の同意を要する。
- 三 第一項により分配する金銭の額は、次の額のうちいずれか少ない額をこえることができない。
 - 1 会社に留保した利益の額から利益準備金の額及び配当以外の一定の目的のために留保した利益の額を控除した額
 - 2 前決算期における一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時ににおける発行済株式の総数を乗じた額
- 四 前項に違反して金銭を分配したときは、会社の債権者は、これを返還させる

ことができる。

五 第三項に違反して金銭を分配したときは、取締役は、連帯して、会社に対し、違法に分配された額を賠償しなければならない。商法二百六十六条ノ二は、この場合に準用する。

六 取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損を生ずるおそれがあるときは、第一項による金銭の分配をしてはならない。

七 営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じたときは、取締役は、前項のおそれがないと認めたことについて過失がなかったことを証明しない限り、第一項により分配した額又は資本の欠損額のいずれか少ない額を連帯して会社に支払わなければならない。

八 第一項により分配した額は、当該営業年度の終わりにおいて、貸借対照表の資産の部に計上し、株主に配当する金額から控除しなければならない。

九 商法第二百九十三条の規定は、第一項による金銭の分配に準用する。

(一) 修正案(第二次)の説明

味村幹事は、まず民事局参事官室試案修正案(第二次)第十四(中間配当)の要点を次のように説明した。

「中間配当はこの前の部会で御審議をいただきまして、その御意見等もいろいろ考えさせていただきまして、修正を加えました。一、二は変わりございません。問題は三でございますが、前の案では中間配当のために特に留保した利益、中間配当するんだぞということで、そのために留保した利益の中からでないとは分配できないんだと、こういう案になっていたわけでございますが、この修正いたしましたものでは、三の1と2と両方の網をかぶせまして、一つは『会社に留保した利益の額から利益準備金の額及び配当以外の一定の目的のために留保した利益の額を控除した額』つまり留保利益の中から利益準備金とそれから特定の目的のために留保いたしました試験研究積立金でございますとか、そういう目的を特定している利益の額を控除した不特定の目的のために留保している利益の額の範囲内で中間配当を認めてはどうだろうかという案でございます。したがって別途積立金、前期繰越利益、こういうものは当然その範囲に含まれるわけでございます。いってみますれ

ば、別途積立金と前期繰越利益を源泉として配当することができるということになるかと思えます。

それから前回の部会で西原委員から前期の配当額の半分という程度にしぼってはどうかという御意見がございまして、実は前からそういうことを考えていたのでございますけれど、なかなか表現がむずかしいということで落としてあったのでございます。しかし1号のように不特定の目的のための留保利益の中から配当ができるということになりますというと、むやみやたらとたくさんの配当を中間配当としてするというのは、中間配当の性質からして好ましくないのじゃないかということで、一株当たりの配当額の六月分ということで、一年決算でございませすれば半分ということにしぼってみてはどうだろうかという案にいたしました。

『配当額の六月分』という表現は、配当につきましてはあまりこういった表現はございませんで、利息については利息の六月分というのはございますけれど、配当については六月分というのがない。非常に法律的な表現というよりもむしろ慣行的な表現でございますが、これで読めるということになりますれば大体穏当な線ではなかろうかというふうに感ずるわけでございます。一株当たりの配当額の六月分でございますから、新株と旧株とございまして、新株には日割配当して三月分しか配当しない、旧株には一年分配当したという場合には、配当額の六月分とは、旧株新株どちらをとりましても同じで、旧株につきましては配当額の二分の一、新株については配当額の二倍ということになりまして、要するに半年分の配当だ、こういう考えでございます。そして前決算期後増資あるいは減資がございましたような場合には、この中間配当のときにおきます発行済株式の総数を乗じた額をかけることになるので、一株当たりの配当率は前期の配当率の範囲内だということでございます。

四項は変わりございません。

五項につきましては前回田中委員から御指摘がございましたので、商法の二六六条の二を準用いたしまして、悪意の株主に対する求償を規定いたしました。

六項、七項も前回と変わりございません。

八項は、前回の案では特に中間配当のために留保した利益の中から中間配当することとございまして、その際にはその目的のための積立金を中間配当のためとり崩すんだということで、いわば後払的な感じでございますので、中間配

当したとたんにその目的積立金が減ると、こういう考えであったわけですが、今回の案では、そういう中間配当のための積立金から配当するのではなくて、別途積立金とか、目的の特定しない積立金の範囲内で配当するということになるものですから、どうしても法律的には配当の前払いという感じになるだろうと思います。そこで八項を置きまして、この中間配当の額はその営業年度の終わりに貸借対照表の資産の部に計上いたしまして、これは一種の前払い配当的な感じでございます。そして株主に配当する金額から控除するんだ、こういう規定を置きました。これは小委員会で大いぶ前に御審議をいただいた案には載っておったわけですが、それを復活したわけでございます。

九項はこの前、田中委員から御指摘がございましたので、念のために二九三条の準用を規定したということでございます。」(同速記録 45～46 頁)

(二) 中間配当可能額 (三項)

1 一株当たり配当額の六月分 (三 2) の意味

この説明を受けて、鈴木小委員長は、三項 2 号 (「前決算期に於ける一株当たりの配当額の六月分に第一項の決議の時における発行済株式の総数を乗じた額」) を取り上げ、苦心の作だと評価しつつも、それにしてもわからないと疑義を述べた。

「三項の 2 号は苦心の作であることはわかるのですけれども、やっぱりわからないな。」(同速記録 46 頁)

大住委員もまた、意味はわかるが、表現としてはもう少しなんとかならないかとした。

「意味はわかるのですけれども、表現としちゃあどうも・・・もう少しなんとか。」(同速記録 46 頁)

これに対し、味村幹事は、利益処分権限を有する株主総会で処分した以上に中間配当をするのは差し控えて貰いたいという趣旨だと補足した。

「たてまえは株主総会で利益処分をするのでございますから、中間でもって前の株主総会で処分した以上に中間配当するというのは差しひかえてもらいたい、こういう趣旨でございます。」（同速記録 46 頁）

2 新株に対する日割配当があった場合

しかし、田中委員は、なお疑いがあるとして、新株に対する日割配当があった場合にはどうなるのか、次の時の制限の額はどうなるのかと質した。

「もう一度疑いがあるので伺うのですが、新株に対する日割配当があった場合にはこれはどうなるんですか。『前決算期における一株当たりの配当額』というのは、新株の場合仮に半分だったとしますね。そうすると次のときの制限の額はどういふふうになるのですか。発行済株式の総数を・・・。」（同速記録 46～47 頁）

これに対し、味村幹事は、例を挙げて、結局旧株も新株も同じことになる」と説明した。

「たとえば旧株については十円、新株については五円配当したと。それが一年分の事業年度だったという場合には、六月分といいますと旧株については一年分の配当があったわけでございますから、その半分の六月分五円でございますね。新株については六月分しか配当してございませんから、やっぱり六月分で五円、こういうことでございます。結局同じになるということであります。そういう趣旨なんです、そのように読んでいただけるかどうかという・・・。」（同速記録 47 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、日割配当の慣行がある場合には、一株当たりの配当額の六月分というようなものはないということかと確認した。

「一株当たりの配当額の六月分なんてものはないのでしょうか。」（同速記録 47 頁）

これに対し、味村幹事は、日割配当の慣行があるということは何月分、何日分と

いうことがあるのではないかと説明した。

「日割配当という慣行があるということは何月分と、何日分と、こういうことであるのじゃないかと思うのでございますけどね。」(同速記録 47 頁)

他方、矢沢委員は、表現の問題かと質した。

「表現の問題ですか。」(同速記録 47 頁)

3 制限規定提案の趣旨

ここで、鈴木小委員長は、個人としては、このような制限は要らないと考えるが、幹事会では残しておいて小委員会の批判を受けようということになったと、この制限規定の提案の趣旨を明らかにした。

「実態も若干問題があるのは、たとえば額面割当をして倍額増資をしたというふうな場合には、前の期の配当よりも落ちてもしかるべきものが落ちないという意味では甘過ぎるともいえる。逆に減資をしたような場合には、減資したがゆえに配当はふえるのじゃないかというような場合もあり得るだろうと思うので、そのときにこの制限ではから過ぎるのじゃないかという気もする。私個人は要らないのじゃないかということをいったのですけれども、幹事会では残しておいて小委員会の御批判を受けようじゃないかということになったわけです。」(同速記録 47～48 頁)

しかし、矢沢委員は、2号(配当額六月分の制限)については、債権者に文句をいう権利があるということは非常に問題である、表現の点もあるが、実質的に理屈がつけにくいという疑問があるとし、次のように述べた。

「株主総会の利益処分権というものを論ずる点は、1の内容を総会でもう少し限定できるという権限さえ与えておけば、おそらく前のある特定の間配当積立金というものを置いたときには、それで一応の決断をしているのだから2のほうは要らないと、あるいは規定ができないから置かなかつたという要素もあったと思うが、

問題は1よりももうちょっと制限して中間配当させたいというときには、そういう措置を会社がとればいいのじゃないか。

非常に重大なことは、四でこれに違反した場合には債権者が返還できるということですが、債権者が返還できるという点は1号もある意味では問題ですが、つまり特定目的の留保利益というものについてもいわば債権者はあてにしていいということを裏でいっているわけですからちょっと問題ですが、これはいくぶん恩典を与えるのだから債権者のほうにも保護を少し強くしろということでもまあ1の点はわかるのですが、2の点について債権者に文句をいう権利があるということは非常に問題じゃないかと思うのです。先ほどの株主総会の処分権の点は、いまのように定款で総会でこの1号をしぼることができるという規定を置けば、何にも規定がなくてもできますし、それに反しても四項は働いてこないでいきますし、それからもう一步進めば、定款に規定がなくても総会で1号の金額について特定の金額しか中間配当してはいかんということをいつでも決議できるというところまで規定して置けば、少なくともいま味村幹事のいわれたようなのが理由であるとすれば、そうすれば理屈がそれで一応立つのじゃないかと思う。私も中間配当はそう積極的に推進する意思はないのですが、ちょっと2号については実質的に理屈がつけにくいんじゃないか。表現の点も確かにありますが、そういう疑問があります。」（同速記録48～49頁）

これに対し、味村幹事は、結局これは決算をしないでもって配当するという特別な制度であるので、慎重にやるという趣旨で1号、2号をおいてはどうかとしたのだと、重ねて説明した。

「結局これは決算をしないでもって配当するということだものですから、どうしたってそこで形式的な基準を設けざるを得ない。ですからどちらにしても資本維持の原則というものをぎりぎりのところできめるというわけにはいかないの、やはりある程度の安全性をもって資本維持の原則をそこなわないようにという線できめざるを得ないわけでございます。そういう観点から1と2と両方の要件を設けてあるわけございまして、決算をすればはつきりするわけなんです、決算をしないで配当するので、ある程度どうしても、理屈としては従来の決算をするという前提

での違法配当、タコ配当の問題等を平行に考えますと若干の無理がありますけれど、特別のこういった制度を認める以上は慎重にやる趣旨だということであろう1号、2号を置いてはどうだろうかと思うわけでございます。」(同速記録 49 頁)

しかし、鈴木小委員長は、将来にわたって業績が良くなっているんだというときには、これより上げたって構わないのであり、これを制限する必要があるかとの疑問を示した。

「これは株主総会で特にこれよりも多い金額を配当してもよろしいという決議をしてもだめですね。株主総会の権限を侵害するんだという、株主が株主総会でよろしいといたらよさそうなものだという気もするけど、それはできないんですか。だから後者のあれでいくほかないでしょうね。債権者保護の立場からいって、そう多くのものをやらせないのだと。文章が悪いということはなにも要綱のときにはアイデアがわかればいいんだということで、あとまわしにしたっていいんだけど、こんなことまで必要なかどうかよくわからんのでね。まあ上げたいというやつはないでしょうよ。前よりもよけい出すということは考えない。ただ、将来にわたって非常に今度の業績がよくなっているんだというときには、上げたってかまわないじゃないかという気もするんだけどね。半年お待ちなさいという必要があるかい。」(同速記録 49～50 頁)

これに対し、味村幹事は、それは一年決算をした以上は仕方がないことと諦めてもうらうほかないとした。

「それは一年決算をした以上は仕方がないとあらかじめいただくより仕方がないので、一年決算にしても実質的には半年決算と何にも変わりがないという程度までには御遠慮いただきたいということでございますね。」(同速記録 50 頁)

4 前期が株式配当だった場合

ここで、田中委員が前期が株式配当だったときはどうなるかと尋ねたところ、味村幹事は現金で渡すと答えた。

田中委員「これはもし前期が株式配当だったときはどうするのですか。額面で計算してその六月分というのを。」（同速記録 50 頁）

味村幹事「現金で渡します。」（同速記録 50 頁）

田中委員「ということになるんですか。」（同速記録 50 頁）

5 株式分割の場合

ついで、矢沢委員が株式分割の場合はどうなるかを尋ねたところ、味村幹事は新株発行の場合と同じなので、配当率は前回の範囲内ということになる、したがって、1株を2株に分割した場合に実際の配当額が2倍になってもやむを得ないとした。

矢沢委員「株式分割は。」（同速記録 50 頁）

味村幹事「それは新株発行の場合と同じでございますので、配当率は前回の範囲内ということです。結局二倍になっても、一株、二株に分割いたしましてした場合には、実際の配当額が二倍になってもやむを得ないと。」（同速記録 51 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、だからそういう問題があるから変だと言ったのだとした。

「だからぼくはそういう問題があるもんだからへんだという、いかにも考えているようだけどおかしいという感じを与える。あとはまかしちゃったらどうだという・・・。」（同速記録 51 頁）

しかし、味村幹事は、この制限がなければ、分割して前の配当率より3倍、4倍やっても差しつかえないということになるのだから、ないよりはこっちのほうがまだいいのではないかと反論した。

「ないよりはまだはっきりするのじゃないかと思います。なければ分割して前の配当率より三倍、四倍やっても差しつかえないわけでございますから、ないよりはこっちのほうがまたいいと。」（同速記録 51 頁）

しかし、鈴木小委員長は、それでも納得せず、額面発行も一種の分割だから、変だと思うと疑問を繰り返した。

「分割なんてものはないのだと思っていっているけど、あれも一種の分割ですからね。額面発行もね。だからへんだと思う。」(同速記録 51 頁)

6 無償交付の場合

さらに矢沢委員は、無償交付で株主に報いる場合を提起した。

「普通分割したのはちょっと額面では違いますが、時価発行して株主に報いる……。無償交付で。」(同速記録 51 頁)

7 制限規定の合理性

これを聞いて、鈴木小委員長は、細かく全部書かなければ合理的のものができない、諦めたらどうかと断念を促した。

「こまかく全部書かなければ合理的なあれができない。あきらめたらどうかという感じが私はしていたのですがね。」(同速記録 51 頁)

それでも、味村幹事は、いろいろなケースを想定すると、必ずしも合理的だとは言えないが、ごく普通の状態ではこれが一番合理的である、ないよりは、中間配当という性格には合っていると、重ねてこの制限の合理性を主張した。

「私もはいろいろなケースを想定いたしますと、必ずしも合理的だということも申し上げかねますけど、ごく普通の状態ではこれが一番合理的ではなかろうかと思えます。非常に不合理に働くといっても、これがあったがために不合理だということにはならないんで、これがなければもっと不合理になる可能性もあるということも考えられますので、結局ベターという程度でございまして、決してベストであるとは思っておりませんが、ないよりは、中間配当という性格には合ってやしないだろうかという感じです。」(同速記録 51～52 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、この規定を置いておくかと各委員の意見を改めて求めた。

「どうですか、置いておきますか。」（同速記録 52 頁）

このことに付き、田中委員は、味村幹事の苦心を評価したが、賛意は明らかにしなかった。

「非常に味村幹事等のご苦心でしょうね。最初るときこの趣旨のあれがあったけれど、あれに比べると非常に株式の増減を考慮して、一応うまく押さえるという表現ではあるのですがね。」（同速記録 52 頁）

「非常に苦心された表現だということはよくわかるのですがね。（笑声）」（同速記録 52 頁）

ここで、原委員は、実行した場合の結果を質した。

「実行したときはどういうことが起こるかと思うんですね。」（同速記録 52 頁）

このことにつき、鈴木小委員長は、この場合には、『前決算期における一株当たりの配当額』しかなく、『六月分』というのはない、それなのに六月分のものであるとする考え、アイデアがおかしいとする。

「『前決算期における一株当たりの配当額』しかないんでね。あと『六月分』というのはないんでね。」（同速記録 52 頁）

「半額とかなんとかいうならまだわかるが、半額にしちまうと新株のときに日割配当でまいっちゃう……。六月分のもがなければ一年決算なんだ。六月分のもがあると思うことがどうもちょっと……。」（同速記録 52 頁）

「逆にいえば、いわば一株当たりの配当額としてカッコして、『日割配当の場合には、その金額を一年に換算した額』それならばまだ正確だと思うね。ことばのほうはどうしても、どうせ最後に書くときはこのとおり書けといってるんじゃないんで、

インプルーブしてお書きなさいということを経法部会では言っているのだからね。あとは法務省の責任だと思いますけどね、だけどアイデアがどうなのかねえ。」(同速記録 53 頁)

これに対し、味村幹事は、法律的には鈴木小委員長の言う通りであり、日割り配当を認めれば、何日分の配当ということになるが、この俗のものを法律にもってきて良いのか問題だとするとともに、表現もこれでいいということにならないと難しいと表現の困難さを訴えた。

「法律的にはおっしゃるとおりなんです。」(同速記録 52 頁)

「ただ、いまの日割り配当の慣行はやっぱりその資本がそれに貢献している期間に応じて配当するという感じでございますから、日割り配当を認めればやっぱり何日分と、何日分の配当という感じは俗にはあるわけでございますね。その俗のやつを法律へ持ってきていいかという問題。」(同速記録 53 頁)

「この点は表現もこれでよろしいということでない、どうも非常に書きづらいと思いますね。実質、形式両方ともお考えいただいた上で……。」(同速記録 53 頁)

大住委員も表現は難しいとした。

「表現はむずかしいですよ。」(同速記録 53 頁)

8 種類株式のある場合

また田中委員は、一年間の配当につき優先権を認めたような場合もこの表現でよいのか、後配株があるときはどうなるのかと質した。

「一年間の配当について優先権を認めたような場合もこの表現でいいでしょうか。ちょっとそれ……。」(同速記録 53 頁)

これを聞いて大住委員は後配株のある日本航空のことを例示した。

「優先株はないけれども、後配株はあるんですね。日本航空は後配株があるで

しょう。」（同速記録 54 頁）

このことにつき、味村幹事は、一応これで行くだろうとした。

「一応いこうと・・・。」（同速記録 53 頁）

しかし、鈴木小委員長は、それは普通の場合だけ押さえればいいんだという非常に高をくくった考え方だと批判した。

「そんなね、普通のことだけ書いておけばいいんだという、普通の場合だけ押さえればいいんだという非常にたかをくくった考え方なんだ。」（同速記録 53～54 頁）

そして、鈴木小委員長は、どっちにしても商法上規定がある以上はそれが起こったらどうなるだろうかということだけは考えなくてはいけないとした。

「どっちにしても商法上規定がある以上はそれが起こったらどうなるだろうかということだけは考えなくちゃいかなきゃしょうね。」（同速記録 54 頁）

これに対し、味村幹事は、優先株についても 1 株当たりの配当額の六月分、それに中間配当決議時における優先株の発行済株式の総数を乗じた額という考えだと説明した。

「これは種類ごとに優先株についても一株当たりの配当額の六月分、それに第一項の決議の時における優先株の発行済株式の総数を乗じた額、こういう考えでございます。一応私の考えておりますのはそういうつもりでございます。」（同速記録 54 頁）

そこで、大住委員は、前の田中委員の質問に重ねて、後配株の場合に、前期なかったら今期あるという見込があっても貰えないということになるのかと質した。

「後配株の場合に、前期なかったら今期はあるという見込みがあってももらえないわけですね。」(同速記録 54 頁)

これに対し、味村幹事は、前期がゼロならそうなると認めた。

「前期ゼロございますれば。」(同速記録 54 頁)

しかし、鈴木小委員長は、種類が違う株主があったときにはその種類ごとに計算するんだということを書いて置かなくてはならないのではないか、「各種類の株主につき」とかなんとかははじめに入れとけばいいなどと指摘した。

「ゼロなんだな。これだっていまいったように、種類が違う株主があったときにはその種類ごとに計算するんだということを書いて置かなくちゃそうならないよ実際。そんなものは実際上ないんだからオミットしておけというなら別問題だけどね。それぐらいはやっぱり何か書かなきゃいかんでしょうね。」(同速記録 54 頁)

「あるいは『各種類の株主につき』とかかなんとかははじめに入れとけばいい。」(同速記録 54 頁)

田中委員も、書いといた方がよいと、鈴木小委員長の意見に賛同した。

「書いたほうがよさそうですね。」(同速記録 54 頁)

そこで、大住委員は、「配当額を前期の属する営業年度の月数で除して六をかけたもの・・・」というような表現でいいのではないかと提言した。

「配当額に前期の月数で割って六をかけることでいいんじゃないですか。もし大蔵省がつくるとすると。(日割計算の場合は全期間として計算する)というカッコ書きをつけて、『配当額を前期の属する営業年度の月数で除して六をかけたもの・・・』とかかなんとかいうような表現になるのじゃないでしょうか。」(同速記録 55 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、これも総会で決めてもらってもいいとし、この問題の審議を終えた。

「これも総会できめてもらってもいいですけど」（同速記録 55 頁）。

（続）

（明治大学名誉教授）